

フェアな市政を代表し、第 105 号議案多摩市立多摩ふるさと資料館条例に否決の立場から意見討論いたします。

本条例は旧北貝取小学校の跡地活用とし、地方自治法第 244 条に基づく「公の施設」を新たに設置する提案です。

私たちの会派は文化財を保管し、歴史を知り、学ぶ手掛かりを残すことは行政の役割と責任を果たすうえで、大切なことだと考えています。そして、また旧北貝取小学校については、貝取、豊ヶ丘地域の学校統廃合の際にその活用が話題になってきた場所でもあり、地元の方からは「資料館設置」の要望が出されていた経過もあり、こうした流れを踏まえ、今回の条例提案が行われることは承知しています

文化財行政は多摩市に限らず、その重要性が認識されつつも後回しにされがちと指摘されています。そうした中、従来からの課題を解消するための行政の役割や責任を鑑み、市内に点在し保管されている文化財を集約していく方向性には賛同するものです。一つの場所で保管することにより、行政活動を効率的にしていく点では有効性があると思われまます。しかしながら、保管場所の確保だけでなく、そこに、新たな体験学習や情報発信の基地をつくり、公共施設として将来にわたって運営をしていかなければならない責任をどのように担保していくかについては、新型コロナウイルス感染症に伴う状況変化にも向き合い、改めて慎重に捉え、考えていく必要があると判断しています。文化財行政に投ずることのできる年間費用とそれをどのように各事業に充てていくのか、年間予算の支出の限度を考慮しながら、進めていくことがますます求められると考えています。

「公の施設」として設置するという事は、その後の維持管理とより良い運営に「人」が必要となり、もちろん、「財源」も必要となります。新たな拠点を「公共施設」とすることに伴い、市民の利用、活用度を高めていくためにはそれなりの経費を手当てすることが求められます。しかし、事前のヒアリングなどでは、「旧西落合中学校の体育館から場所を移すだけ」であり、新たに公共施設として場を開設し、開放することに伴う経費を念頭に置いた事業展開の発想に乏しく、その発展性を見込めるようには思えませんでした。施設の運営や評価の仕組みについても現段階では十分に検討できてはいないようでした。

昨年度、平成 31 年 4 月から、文化財保護法が改正されていますが、それに対する取り組みについても、多摩ふるさと資料館の設置に向けて取り組みを加速化させていくような動きが見えているとも言い難いと思います。議会では、かねてから、旧中諏訪小学校の体育館に保管されている「小泉家」の復元についても質疑があり、そのたびごとに、答弁が行われていますが、過去には色よい方向の回答をしつつ、その後動きが全くつながっていないことも今回、改めて明らかになりました。「文化財は重要で貴重だ」と言葉で語っているものの、それに伴って内容をどう充実させようとしてきたか、「ふるさと資料館」を設置するというのに、正直、置き去りにされたままであることも気がかりです。

私たちは文化財を保管し、後世につないでいくことは大切なことだと思いますし、文化財保護審議会などの意見も活かしながら、取り組んでほしいと願っています。市内にある他の文化財、特に、5 年後に 100 周年を迎える聖蹟記念館に決算審査において指摘をしましたが、年月とともに傷んでおり、それなりの

手当てや対応が求められると考えています。改めて、「今後、税をどこまで充てることができるのか」という視点でも文化財行政のありようを考えてほしいと思っています。文化財行政を担う人的資源の充実という観点からも検討すべきです。新たな施設の運営を担う人材づくりは追いついていません。また、「公設公営」でありながら、「指定管理者も一部活用」というような施設づくりについても慎重に捉えていきたいと考えます。そして、これを機に、改めて、私たちも「文化財行政がどうあるべきか」について、これまでなかなか光の当たらなかった課題に向き合っていきたいと思えます。

最後になりますが、学校法人が旧西落合中学校に小中一貫校を開校したいという話があり、その流れにおいて、体育館内にある文化財移転が迫られたという経過がありますが、その後はどうなっているのでしょうか？現状は、急ごしらえで移転しなければならないような状況にはなっているのでしょうか。

以上を申し述べ、改めて多摩市の文化財行政によりよい議論の展開と、それに伴うより具体的で実効性のある内容を示してほしいことを求め、反対の討論といたします。